



「広域的な様式・基準の統一」について（案）

関西広域連合のめざすもの

「ビジネスしやすい関西」に向けて

「自治体により、事業の手続や様式が異なっており、事務処理にコストがかかっている。規制や基準が異なることにより、事業活動に支障が生じている。」など、関西エリアでビジネスをするにあたっての実務的な便利さを求める声があることから、

関西広域連合として、「地域における行政目的の達成」と「様々な事業者の利便性の向上」の両立をめざし、「広域的な様式・基準の統一」に取り組む。

基本的な考え方

行政目的の達成を前提に 「シンプル」で、「合理性」があり、「利便性が向上」すること

＜基本的な調整方法＞

- ①最もシンプルなるものを基準にし、将来的なデジタル化も見据えて調整を行う。
- ②その基準から外れるものについては、必要性を再検討し、合理的な説明が可能で、特に必要がある場合は、その団体独自の「追加項目」を認める。
- ③国のデジタル化の動きを踏まえつつ、電子申請等のデジタル化を推進する。

対象とする様式・基準

	「様式の統一」に関する項目	「基準の統一」に関する項目
令和4年7月1日開始	高圧ガス保安法関係 （販売に係る届出の添付書類の統一、販売計画書の様式統一、代表者等変更届の様式・添付書類の統一、登記事項証明書等の写しでの提出）	
今後の取組み（案）	道路の占用許可申請、競争入札参加資格申請、保育所等入所申請の際に必要な就労証明書 地方税・事業所税の申告書・納付書フォーム、住民税の税額決定通知書、屋外広告物許可申請	キッチンカー（調理を行う自動車営業）の許可基準や手続きの統一 道路等の占用料金の算出方法、建築基準法に基づく定期調査が必要な特定建築物の定義、建築確認申請の要否に関する基準

「高圧ガス保安法」に係る広域的な様式等の統一について

統一の対象とした法定の届出

- ① 販売事業届、② 販売事業承継届、③ 販売に係る高圧ガスの種類変更届、④ 販売事業廃止届、⑤ 販売主任者届、⑥ 代表者等変更届

〈参考〉高圧ガスの販売業者は、販売所ごとに都道府県知事（指定都市の長）に届出が必要

統一にあたっての基本的な考え方

・「事業者の利便性」を考慮、・「事業者の法令遵守」に寄与、・「将来的なデジタル化（電子申請）」を想定

具体的な取組内容

(1) 各府県市独自様式の共通化

- ① 販売計画書（販売事業者届関係）
 - ・府県市により異なっていた記載項目を法令に照らして統合等を行い、13項目に整理
 - ・図による記載を無くすとともに、自由記述を極力少なくし、主に選択制の記載方法を採用
 - ・事業者へ法令遵守に係る注意喚起の充実のため、法令に規定された技術上の基準について、チェックリストによる記載方法を採用
- ② (代表者等)変更届（高圧ガス製造、販売、貯蔵等関係）
 - ・府県市により異なっていた名称及び記載項目を統合・整理

(2) 法定の届出に係る添付書類の統一

- ・府県市により異なっていた添付書類を統合・整理
- ・登記事項証明書等を「写し可」とした。

合意した様式・添付書類を「共通様式等」とし、

**この「共通様式等」での届出を、
関西広域連合域内において
有効なものとして取り扱う。**

なお、権限移譲※されている市町村でも「共通様式等」の使用が可能。（※条例による事務処理の特例）

＜構成団体において権限移譲されている市町村＞

大阪府：高槻市を除くすべての市町村

和歌山県：和歌山市を除くすべての市町村

徳島県：那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、三好市、

東みよし町

共通様式の統一的使用開始時期

令和4年7月1日